

LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS 0840）の改正について

平成 27 年 3 月 26 日
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 改正の主旨等

KHKS 0840 は、バルク貯槽に漏えいを伴わない異常や消費者の転居等のため、若しくは液石法の告示で定めるバルク貯槽の製造後 20 年以内に行われる検査（以下「告示検査」という。）又は告示検査を行わず廃棄を行うために、LP ガスが充填されたバルク貯槽を車両により運搬する際の基準等を定めたものである。高圧ガスを車両で運搬する場合は、液石法ではなく高圧ガス保安法が適用されることになるが、昨年 7 月に「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈（内規）（平成 26 年 7 月 14 日付け 20140625 商局第 1 号）」（以下「基本通達」という。）が制定されたことにより、当該移動に対する高圧ガス保安法上の運用解釈が明確化されたほか、平成 26 年度経済産業省委託石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業「バルク貯槽検査技術等高度効率化調査研究」において、複数基数積載して運搬する際の制限事項や推奨事項等が取り纏められたところである。このため本件は、今回の基本通達の改正内容及び平成 26 年度の経済産業省委託事業の成果を踏まえ KHKS0840 の改正を行うものである。

2. 主な改正内容

主な改正内容は次の(1)及び(2)に掲げるとおりである。

(1) 技術的内容の変更

- ① 基本通達の制定に伴う適用範囲の変更
- ② 複数基数のバルク貯槽を運搬する場合の基準を追加
- ③ 複数基数積載することに伴って、質量 3,000 kg以上の LP ガスを移動する場合の基準を追加

(2) 技術的内容の変更を伴わないもの

- ① JISZ8301 への準拠
- ② 軽微な修文等

3. 今後のスケジュール

- ① 液化石油ガス規格委員会 平成 27 年 5 月～6 月
- ② 液化石油ガス規格委員会 書面投票（15 日間）
- ③ 高圧ガス規格委員会 平成 27 年 5 月～6 月
- ④ 高圧ガス規格委員会での意見募集（1 ヶ月間）
- ⑤ パブリックコメント、レビュー等
- ⑥ 制定 平成 27 年度中

以 上